

医療法人の透明性の確保について

1. 「公益法人制度改革に関する有識者会議」報告書における「透明性の確保」にかかる主な提言は、次のとおり。

一般的な非営利法人制度

財務状況の一般的な開示等について法定

大規模な法人については、会計監査人による監査を義務付ける方向で検討

公益性を有する非営利法人制度

適正運営確保のあり方

- ・ プライバシー保護等に留意しつつ、インターネットの活用も含め、国民一般に対して情報開示
- ・ 開示事項は、業務・財務等に係る事項、公益性判断要件に係る事項、役員報酬や管理費の水準等社会監視に付すべき事項。

事後チェック（監督）については、

- ・ 事業報告書等の定期的提出、勧告・命令、公益性の判断の取消し等をより明確なルールに基づき適切に行う。
- ・ 公益性を有する法人の活動実績を踏まえ、一定期間ごとに公益性の有無を確認する仕組みを導入。

（参考）公益法人制度改革に関する有識者会議報告書～抜粋～

2. 一般的な非営利法人制度

（3）社団形態の非営利法人制度

社団形態の非営利法人の規律の概要

エ 計算等

理事は、事業年度毎に計算書類を作成した上、社員総会に提出し、その承認を求めなければならない。

また、法人の財務状況を適切に開示するため、社員及び法人の債権者は、計算書類の閲覧又は謄抄本の交付を請求することができるものとするほか、理事は、社員総会の承認を得た貸借対照表若しくはその要旨を広告し、又は、広告に代え、インターネット上のウェブサイトに表示しなければならないものとする。

（4）財団形態の非営利法人制度

財団形態の非営利法人の規律の概要

エ 計算等

代表理事は、事業年度毎に計算書類を作成した上、評議員会に提出してその承認を求めなければならないものとするほか、法人の財務状況の開示について、社団法人と同様の規律を設けるものとする。

（5）その他

大規模な法人に関する特例

一定規模以上の法人については、その事業活動や取引関係を通じて第三者に及ぼす影響が大きいことから、大規模な株式会社に関する規律を参考にしつつ、法人の実態を踏まえ、会計監査人による監査を義務付ける方向で検討する必要がある。

3. 公益性を取り扱う仕組みの在り方

(3) 適正運営確保のあり方

公益性判断を受ける法人については、公益性を有するに相応しいしっかりとしたガバナンスを求め、情報開示については、プライバシーの保護等合理的理由のあるものを除き、組織・運営等に関し国民一般に向けた情報開示を徹底することが必要である。

ガバナンスのあり方

ウ 外部監査

一般的な非営利法人の場合には、大規模な法人について、会計監査人の監査を義務付ける方向で検討する必要があるとされている。

外部監査を義務付ける、大規模な、公益性を有する法人の範囲を考えるに当たっては、現行公益法人の実態や「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年 2月 9日公益法人の指導監督体制等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、各府省は、資産総額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の所管公益法人に対し、公認会計士等による監査を受けることを要請していることなども踏まえ、適切な水準を設定することが適当である。

情報開示のあり方

公益性を有する法人の適正な運営の確保を図る観点から、原則として広く国民一般に対する情報開示を求め、社会全体により当該法人の活動を監視することにより、当該法人の公益性にふさわしい規律を前提にした自律機能の適切な発揮を促すべきである。

また、公益性を有する法人は、不特定多数者から寄附や労務の提供を受けること等が想定され、その活動を広く国民一般に対し説明することが望ましい。

さらに、積極的な情報開示を通じて、公益性を有する法人の活動内容の透明性が高まることにより、公益性を有する法人のサービスを国民が適切に選択し、享受することができるようになることが期待されるほか、公益性を有する法人の活動に対する国民の理解を深め、そうした活動への協力・参加を促進すること等を通じて、民間非営利部門による公益的活動の一層の発展が期待される。

ア 情報開示の相手方と方法

公益性を有する法人による情報開示は、原則として、国民一般に対し、その事務所における閲覧及び謄写によるほか、公益性を有する法人の負担にも留意しつつ、インターネットによる開示を求めることが適当である。

但し、社員の氏名・住所等開示事項によっては、開示の相手方を限定するなど、プライバシーの保護にも留意すべきである。

イ 情報開示の事項

開示事項としては、まず、現行の指導監督基準において原則として一般の閲覧に供することとされている業務及び財務等に関する資料とすることが適当である。

さらに、公益性の要件を継続的に満たしているかどうかを社会全体により監視するため、例えば公益的事業の割合、内部留保の水準等といった公益性の要件に関する事項を分かりやすく開示することが適当である。

その他、公益性の要件には属しないが、例えば監査報告書等といった、公益性を有する法人の適正運営を確保するための社会監視に付することが求められる事項についても、分かりやすく開示することが適当である。

事後チェック（監督）のあり方

ア 事後チェック（監督）の措置内容

現行の主務官庁による公益法人に対する監督上の措置の内容・要件が必ずしも明確でないことから、どのような事由が生じた場合にどのような措置を講ずるかという事後チェック（監督）を行う場合のルールを明確化し、信頼性・透明性の高い仕組みとすることが必要である。

また、事後チェック（監督）の具体的な措置内容として、事業報告書等の定期的な報告、報告徴収・立入検査、勧告・命令、公益性判断の取り消し等を、他の法人法制等も参考に法令上規定することが必要である。

2 . 医療法人の透明性の確保について

公益法人制度改革の提言を踏まえると、透明性の確保については、経営情報の信頼性、情報公開の推進による国民の理解の深まり、不特定多数者からの寄附や労務の提供の享受の三つが重要なポイントと考えられる。

医療法人の透明性の確保については、この三つのポイントを念頭に置きながら、医療の特殊性や医療法人を取り巻く現状を踏まえて「基本的な考え方」の検討・整理することが必要ではないかと考えられる。

このため、次のような観点から、検討・整理することとしてはどうか。

医業経営の基本原則について

医療法における位置付けについて

社会福祉法に倣い、医業経営の理念として、次の「経営の原則」を医療法に明示することとしてはどうか。

《例》

医療法人は、医療提供の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供するサービスの質の向上及び経営の透明性の確保を図らなければならない。

(参考) 社会福祉法：社会福祉法人の場合

(経営の原則)

第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

経営情報の信頼性の考え方について

. 医業経営における「事業」の透明性の確保

事業報告について

事業報告については、医療法人が医療サービスを受ける者に対し、提供する医療サービス等医療法人の事業内容の提供を行うもの。

事業活動の透明性と信頼性の確保の基盤として、その在り方はどうあるべきか。また、医療法人の運営状況や規模等を考慮して検討すべきではないか。

・ 医療経営における「会計」の透明性の確保

会計について

会計については、提供する医療サービスの基盤である経営情報として、より一層の適正な運営に資するもの。

会計の透明性と信頼性の確保の基盤として、その在り方はどうあるべきか。また、医療法人の運営状況や規模等考慮して検討すべきではないか。

【医療法人の会計に係る現状の取扱い】

- ・ 医療法人の経営情報（決算）については、医療法第51条「決算の届出」において、毎年度の決算を「都道府県知事（厚生労働大臣）の届出」することとし、同法施行規則第33条で「財産目録、貸借対照表、損益計算書」を提出することを規定。
- ・ また、医療法第52条「書類の整備、閲覧」において、「財産目録、貸借対照表、損益計算書」の作成、事務所に備付け、債権者への開示（閲覧）を規定
- ・ なお、それらの会計処理は通知により、小規模医療法人への配慮をしつつ、原則として「病院会計準則」により作成することとしている。

（参考）医療法

（決算の届出）

第51条 医療法人は、毎会計年度の終了後二月以内に、決算を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出るべき事項の細目及び届出の手続きは、厚生労働省令で定める。

（書類の整備、閲覧）

第52条 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作り、常にこれを各事務所に備えて置かなければならない。

2 医療法人の債権者は、医療法人の執務時間内はいつでも、前項の書類の閲覧を求めることができる。

医療法施行規則

（決算の届出）

第33条 法第51条第1項の規定により、決算を届け出ようとするときは、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を、都道府県知事に提出しなければならない。

情報公開の推進の考え方について

「情報開示」による透明性の確保

情報開示について

公益法人、社会福祉法人等における経営情報の積極的開示の要請が求められているところ。

医療経営の近代化・効率化に資するため、医療法人における経営情報の開示について、透明性と信頼性の確保の基盤として、情報開示の在り方はどうあるべきか。

また、医療法人の運営状況や規模等を考慮して、検討すべきではないか。

【医療法人の情報開示に係る現状の取扱い】

- ・ 医療法第52条「書類の整備、閲覧」において、債権者への開示（閲覧）を規定。
- ・ 医療法人運営管理指導要綱（平成14年4月改正）において、「特定医療法人、特別医療法人及び国・県から運営費補助を受けている医療法人については、決算の概要の広報、関係者の求めに応じた決算書の閲覧などを行うことが望ましいこと。」としている。

（参考）平成14年3月「医業経営の在り方検討会」中間報告～抜粋～

医療法人の決算情報の開示に関しては、

「法人運営の透明性や医療法人制度に対する国民の信頼性を高めることに望ましいことではあるが、すべての医療法人に一律に義務付けるべきとの根拠に乏しく（法人運営の監督や債権者保護の観点からすれば、現行の制度的枠組みで担保がなされており、また、患者による医療機関選択の際の情報として決算情報が不可欠とは言い難い）、行政としては自主的開示を促進されるための環境整備を行うことにとどめることが適当」

との見解が一致したところである。

ただし、公益性の高い特定医療法人・特別医療法人や国・県から運営費補助を受けている医療法人に対し、積極的開示を要請すべきであるという点については異論がなかった。